

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 7 号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第32条を第37条とし、第31条を第36条とし、第30条の次に次の5条を加える。

（公告）

第31条 市長は、条例第33条の10第1項の規定により市営住宅等（住宅及びその共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- （1）管理を行わせる施設の名称及び所在地
- （2）条例第33条の10第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3）指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- （4）条例第33条の10第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（事業計画書等の提出）

第32条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第33条の10第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）指定予定期間に属する各年度の市営住宅等の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- （2）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、こ

れらに相当する書類)

- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理予定者)

第33条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第33条の10第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第33条の12の規定により指定管理者が行わなければならない業務を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第31条の規定による公告を行う。

(通知)

第34条 市長は、条例第33条の10第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（第32号様式）により通知する。

(協定)

第35条 指定管理者は、市長と市営住宅等の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 駐車場の利用許可に関する事項
- (3) 駐車場の利用に係る料金及び納付金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

別表第3及び別表第4中「第31条」を「第36条」に改める。

第31号様式の次に次の1様式を加える。

第 3 2 号様式

指定管理者指定書

川崎市指令 第 号

住所

名称

代表者の氏名 様

を別紙に定める川崎市営住宅及びその共同施設の指定管理者に
指定しましたので、川崎市営住宅条例施行規則第 3 4 条の規定により通
知します。

年 月 日

川崎市長 印

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、川崎市営住宅条例の一部を改正する条例（令和8年川崎市条例第18号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市営住宅及びその共同施設に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。